

1. 議事日程

[平成21年第2回安芸高田市議会5月臨時会第1日目]

平成21年5月29日
午前 10時開会
於安芸高田市議場

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 承認第1号 専決処分した事件の承認について
【平成20年度安芸高田市一般会計補正予算（第8号）】
- 日程第4 承認第2号 専決処分した事件の承認について
【安芸高田市税条例の一部を改正する条例】
- 日程第5 承認第3号 専決処分した事件の承認について
【安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例】
- 日程第6 議案第50号 安芸高田市職員等の期末手当の特例に関する条例
- 日程第7 議案第51号 安芸高田市特別職の職員で常勤のものゝの期末手当の特例に関する条例
- 日程第8 議案第52号 平成21年度安芸高田市老人保健特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 発議第5号 安芸高田市議会の議員の期末手当の特例に関する条例

2. 出席議員は次のとおりである。（20名）

1番	前 重 昌 敬	2番	石 飛 慶 久
3番	児 玉 史 則	4番	大 下 正 幸
5番	和 田 一 雄	6番	水 戸 眞 悟
7番	先 川 和 幸	8番	山 根 温 子
9番	宍 戸 邦 夫	10番	山 本 優
11番	前 川 正 昭	12番	秋 田 雅 朝
13番	赤 川 三 郎	14番	青 原 敏 治
15番	金 行 哲 昭	16番	入 本 和 男

17番	今村義照	18番	亀岡等
19番	塚本近	20番	藤井昌之

3. 欠席議員は次のとおりである（なし）

4. 会議録署名議員

7番	先川和幸	8番	山根温子
----	------	----	------

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（18名）

副市長	藤川幸典	総務企画部長	清水盤
市民部長	山本数博	福祉保健部長兼 社会福祉課長	重本邦明
産業振興部長	金岡英雄	建設部長兼 公営企業部長	廣政克行
消防長	光下正則	会計管理者	立田昭男
八千代支所長	藤本宏良	美土里支所長	長井敏
高宮支所長	宮木雅之	甲田支所長	深本正博
向原支所長	三上信行	総務課長	沖野文雄
行政経営課長	武岡隆文	政策企画課長	竹本峰昭
教育長	佐藤勝	教育次長	田丸孝二

6. 職務のため議場に参加した事務局の職氏名（4名）

事務局長	益田博志	事務局次長	西原裕文
書記	森岡雅昭	書記	倉田英治

~~~~~○~~~~~

午前 10時00分 開会

- 藤井議長 それでは皆さん、おはようございます。  
ただいまの出席議員は19名であります。  
定足数に達しておりますので、これより平成21年第2回安芸高田市議会臨時会を開会いたします。  
直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。  
日程に入るに先立ち、議会事務局長より諸般の報告をいたさせます。  
益田事務局長。

- 益田事務局長 諸般の報告をいたします。  
第1点、市長並びに教育委員長より、本臨時会に説明員として出席委任する者の職氏名の一覧表が提出されております。  
第2点、市長より3,000万以上1億5,000万円未満の工事請負契約締結についての報告1件と平成20年度安芸高田市一般会計予算等繰越明許費に係る繰越計算書について及び土地開発公社の経営状況説明書並びに市が資本金の2分の1以上を出資している法人の経営状況説明書2件についての報告がありました。  
第3点、監査委員より平成21年3月分及び4月分の例月出納検査結果の報告がありました。それぞれの写しをお手元に配付いたしておりますので、御了承ください。

以上で諸般の報告を終わります。

- 藤井議長 以上をもって諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

- 藤井議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において7番先川和幸君及び8番 山根温子さんを指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 会期の決定

- 藤井議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。  
本臨時会の運営について、過日、議会運営委員会を開き御協議いただいておりますので、その結果について、議会運営委員長 金行哲昭君の報告を求めます。

- 金行議会運営委員長 報告します。  
平成21年第2回臨時会運営につきまして、去る5月26日、議会運営委員会を開き、次のとおり決定いたしましたので、報告いたします。  
まず、会期につきましては、お手元の会期日程のとおり、本日1日といたしました。

次に、本臨時会に付議されます案件は、承認第1号「専決処分した事件の承認について」平成20年度安芸高田市一般会計補正予算（第8号）外2

件の承認案件、及び議案第50号「安芸高田市職員等の期末手当の特例に関する条例」外2件の議案、並びに発議第5号「安芸高田市議会の議員の期末手当の特例に関する条例」の計7件でございます。

なお、本7件につきましては、すべて委員会付託を省略することにいたしました。

以上報告を終わります。

○藤井議長 お諮りいたします。ただいまの委員長報告のとおり、会期は本日1日とすることに御異議ありませんか。

(異議なし)

○藤井議長 異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日間と決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第3 承認第1号 専決処分した事件の承認について

【平成20年度安芸高田市一般会計補正予算（第8号）】

○藤井議長 日程第3、承認第1号「専決処分した事件の承認について」平成20年度安芸高田市一般会計補正予算（第8号）の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 おはようございます。

本日は臨時会を招集いたしましたところ、御参集をいただきまことにありがとうございます。

このたびの臨時会は、承認3件及び議案3件を提出いたしておりますが、特に期末手当の特例に関する条例案につきましては、5月じゅうの公布施行が必要でありますので、よろしく願いしたいと思っております。

今回の日程の調整でございますが、本日午後から芸北地域環境施設組合が予定されている中での本日の招集となりましたことに対しまして、深くおわびを申し上げたいと思っております。

議員の皆様方には大変御心配をおかけしておりますが、慎重なる御審議をいただきますようお願いを申し上げます。

それでは、専決処分いたしました平成20年度安芸高田市一般会計補正予算（第8号）についての提案理由を御説明申し上げます。

本件は、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用できる事業として37事業、総額で8億5,740万円の繰越明許費を追加するものであります。

以上、よろしく御審議の上、御承認を賜りますようお願いを申し上げます。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

総務企画部長 清水盤君。

○清水総務企画部長 それでは、承認第1号の平成20年度安芸高田市一般会計補正予算（第8号）についての要点を説明申し上げます。

このたびの専決処分による補正につきましては、繰越明許費の追加でございます。補正予算書の4ページ、5ページをお開きをお願いしたいと思います。

繰越明許費の追加を行った事業につきましては、全部で37事業、総額8億5,740万円でございます。とりわけ今回の繰越明許費の補正は、大部分が緊急経済対策の一環として国の第2次補正予算に盛り込まれました事業に係るものでございまして、具体的には地域活性化・生活対策臨時交付金事業、定額給付金支給事業及び子育て応援特別手当支給事業について、その予算の一部を平成21年度に繰り越しするものでございます。

繰り越しの理由につきましては、国の第2次補正予算によります緊急経済対策が年度末を目前にした時期に実施されることになったことから、予算規模に比して執行に要する時間が十分とれなかったこともあり、国におきましても今回の緊急経済対策事業につきましては、繰り越しを認めているところでございます。

本市におきましては、地域経済活性化のための緊急経済対策という観点から、他市に先駆け補正予算を編成をいたしまして、年度内の完了を目指して鋭意努力をいたしたところでありますが、定額給付金事業及び子育て応援特別手当支給事業におきましては、実務でありますシステム改良に時間を要したこと、また、臨時交付金事業におきましては、実施設計や関係機関との協議調整に時間を要したことなどによりまして、年度内に完了できなかったものについてやむなく繰越明許費の補正を専決処分させていただいたものでございます。

以上、要点の説明を終わります。何とぞよろしくお願いたします。

○藤井議長

これをもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○藤井議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

(異議なし)

○藤井議長

異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○藤井議長

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより承認第1号「専決処分した事件の承認について」平成20年度安芸高田市一般会計補正予算(第8号)の件を起立により採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○藤井議長

起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第4 承認第2号 専決処分した事件の承認について

【安芸高田市税条例の一部を改正する条例】

○藤井議長 日程第4、承認第2号「専決処分した事件の承認について」安芸高田市税条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 専決処分いたしました安芸高田市税条例の一部を改正する条例についての提案理由を御説明申し上げます。

本件は、地方税法等の一部を改正する法律が3月31日に公布、4月1日に施行されることに伴い、市税条例の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分により改正をさせていただいたものであります。

主な改正の内容といたしましては、市民税において、住宅ローン特別税額控除の創設、個人における土地等の譲渡所得に1,000万円の特別控除の創設がなされたものであります。いずれも時限措置として景気経済対策として設けられたものでございます。

以上よろしく御審議の上、御承認を賜りますようお願いを申し上げます。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

市民部長 山本数博君。

○山本市民生活部長 失礼します。

お配りしております説明資料に基づいて御説明したいと思っております。市民に多く関係あるところの主な点を説明していきたいと思っております。

1ページ目の改正条項の欄、上から3番目になるんですが、第47条の2第2項の改正であります。これは公的年金から市民税を特別徴収するというのが始まります。この特別徴収について、年金所得以外の営業所得とか農業所得とかいうのがありまして、それらも課税の対象になるということになりましたら、一緒に年金から特別徴収するという考え方がありよったんですが、年金特徴するものは年金所得以外の所得が適用してはならんと。年金所得だけを特別徴収するという改正になりました。

次に2ページ目ですが、一番上の欄になりますが、附則第7条の3の2であります。これは税源移譲をなされました年に所得税の税率が下がりました市民税の税率が上がったという経緯があるんですが、その際、所得税で住宅ローンの減税措置があつたんですが、所得税の税率が下がったということで、住宅ローンの減税がすべて受けられなくなるいう、部分的にも今までは全部受けられよったんですが、所得税が下がったがために住宅ローンの控除が余ってしまうというような状況が生まれるということで、その際、余った分を市民税から引いてもいいというのが税源移譲のときにできました。それで今回、その制度を経済対策として、今度はこっちの改正内容欄に書いとるんですが、控除対象年度が22年度から35

年度、それまでに購入したものについて対象とするいうのが出たりしました。ごめんなさい、居住年が平成11年から平成18年、平成21年から平成25年に居住するように購入したものに対して、22年度から35年度まで住宅ローン控除の対象にするという制度が設けられたものであります。

ちなみに、税源移譲に伴う住宅ローンの所得税で引き切れなかった部分を市民税で引いてくださいと、こういうふうに申告された方が20年度で318人ほどおられます。このくらいの方が今後引き続きこの新制度で対象になるだろうというふうに思っております。

次に、3ページの一番上になります。附則第17条第1項であります。長期譲渡所得、土地の売買についての特例措置であります。個人の方が平成21年から22年中に取得した土地を5年間超えて所有し、その後売り払った場合には、特別控除対象額としてその土地については1,000万円の控除を行うという制度が設けられました。

市民に対して大きなものは以上であります。他の改正につきましては、特例措置の期間の延長や関係法令の改正によります適用条文の法令の整理等を行ったものであります。改正内容のところにその条文の施行日及び課税対象となる年度を記載させていただいております。平成21年4月1日施行で長いものでは平成22年の4月1日施行となっております。

以上で説明を終わります。

○藤井議長 これをもって要点の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑ありませんか。  
(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。本案は、委員会への付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。  
(異議なし)

○藤井議長 異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。  
(討論なし)

○藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより承認第2号「専決処分した事件の承認について」安芸高田市税条例の一部を改正する条例の件を起立により採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕

○藤井議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第5 承認第3号 専決処分した事件の承認について

【安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例】

○藤井議長 日程第5、承認第3号「専決処分した事件の承認について」安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。
この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 専決処分いたしました安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての提案理由を御説明申し上げます。

本件は、地方税法等の一部を改正する法律が3月31日に公布、4月1日に施行されることに伴い、国保税条例の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分により改正をさせていただきます。

主な改正内容といたしましては、所得に応じて国保税額の2割軽減措置の該当者には無条件で軽減措置を適用することとなったものであります。

以上よろしく御審議の上、御承認を賜りますようお願いを申し上げます。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

市民部長 山本数博君。

○山本市民生活部長 お配りしております説明資料で御説明申し上げます。

1ページ目の改正条項の第23条第2項、これが主なものでありまして、減額措置のことが書いてあるんですが、所得に応じて2割軽減の対象になれば税額を軽減するという制度であります。今までは急激にその年だけ所得が減ったという場合は、市長の判断で2割軽減をしなくてもいいという制度であります。これが変わります。もう2割軽減の対象になる所得になれば一律軽減措置を行うと、こういうふうに変更されました。

市民にかかわる部分は主はその部分で、他は関係法令の改正やこのたびの条例改正に伴う文言整理や適用法令の改正をしたものであります。以上で説明を終わります。

○藤井議長 これをもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

15番 金行哲昭君。

○金行議員 1点ちょっとお聞きします。

この2割減税措置でございますが、行ってみなくてはわからないと思いますが、大体どのぐらいの方が該当されるのか、今までのあれで、データか何か出とればお聞かせください。

○藤井議長 ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

市民部長 山本数博君。

○山本市民生活部長 今、そのデータを持ってきておりませんので、また後で説明いうことでいけませんか。

○藤井議長 暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前 10時24分 休憩

午前 10時25分 再開

~~~~~○~~~~~


○藤井議長 再開いたします。
この際、10時35分まで暫時休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前 10時25分 休憩

午前 10時35分 再開

~~~~~○~~~~~

○藤井議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。
15番 金行哲昭君の質疑に対し、答弁を求めます。
市民部長 山本数博君。

○山本市民生活部長 済みませんでした。
625世帯になります。(発言する者あり)軽減額は500万円程度です。以上であります。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。
ほかに質疑ありませんか。
17番 今村義照君。

○今村議員 1点お伺いをいたします。
この条例改正によって、私、大体これまで保険税の確定が早く市民に知られるという状況にはないんじゃないだろうかということに危惧しとるわけです。この改正によって、その年度の確定上の指標はどの程度か、あるいは事務上はその手続についてどのような変わった点が出てくるのか、そこら辺についてのお考えはいかがですか。

○藤井議長 ただいまの質疑に対し答弁を求めます。
市民部長 山本数博君。

○山本市民生活部長 国民健康保険税の本算定の通知は8月にやるんですが、それにあわせてその前だと思んですが、今の該当者の方は申告書を出してくださいというようなことでやりよったんです。ですが、その申告も不要ということになりましたので、8月の本算定で計算して、8月に納付書を送った時点にはもう確定したもので納税者の方へ知らせるということになっていきます。ですから、手間いうのはもう前よりかなくなったということでもあります。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。
ほかに質疑ありませんか。
(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本案は、委員会への付託を省略したいと思います。
これに御異議ございませんか。

(異議なし)

○藤井議長 異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
これより承認第3号「専決処分した事件の承認について」安芸高田市国

民健康保険税条例の一部を改正する条例の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○藤井議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第6 議案第50号 安芸高田市職員等の期末手当の特例に関する条例

○藤井議長 日程第6、議案第50号「安芸高田市職員等の期末手当の特例に関する条例」の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 「安芸高田市職員等の期末手当の特例に関する条例」について提案理由を御説明申し上げます。

本条例は、平成21年5月1日に人事院勧告がなされ、平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当の凍結を基本とし、本市がこれまで行っている給与の抑制措置を踏まえ、平成21年6月に支給する職員及び教育長の期末手当支給率を0.1カ月特例措置として減額をするものであります。また、再任用職員につきましては雇用いたしておりませんが、一般職員等とのバランスを考慮し、0.05月減額としたものであります。

慎重なる御審議をいただき、適切なる議決をいただきますようお願いを申し上げます。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

総務企画部長 清水盤君。

○清水総務企画部長 それでは、議案第50号の要点について御説明申し上げます。

第1条におきましては、平成21年6月に支給する期末手当の特例として、一般職の期末手当を100分の140から100分の130に、再任用職員については100分の75から100分の70に減額するものでございます。

なお、現在本市におきましては再任用職員は雇用いたしておりません。

第2条におきましては、職員の例により支給する教育長の期末手当について準用することを定めたものでございます。

なお、附則において、この条例は公布の日から施行することを定めております。

以上、要点の説明を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

○藤井議長 これをもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

16番 入本和男君。

○入本議員 今回の措置はわかるわけですが、来る年末ですよね、その時期にもこういう形態が起きるか起きないか、市長さんの方も財源的なもので非常に厳しいという中でこういう措置をとるわけですが、議会も同

調しとるわけでございますが、その点についての今後の見通しを伺うものでございます。

○藤井議長 ただいまの質問に対し答弁を求めます。

総務企画部長 清水盤君。

○清水総務企画部長 人事院勧告の本勧告が夏に勧告が出されております。今年も例年どおりの工程で処理がされてくると思っておりますが、その状況によりまして12月の手当等についても検討していくということに現在の段階では考えております。

以上でございます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は、委員会への付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第50号「安芸高田市職員等の期末手当の特例に関する条例」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○藤井議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第7 議案第51号 安芸高田市特別職の職員で常勤のものの期末手当の特例に関する条例

○藤井議長 日程第7、議案第51号「安芸高田市特別職の職員で常勤のものの期末手当の特例に関する条例」の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 「安芸高田市特別職の職員で常勤のものの期末手当の特例に関する条例」についての提案理由の御説明をいたします。

本条例は、前の議案により実施されます一般職員等の期末手当の減額と同様に、平成21年6月に支給する市長及び副市長の期末手当の支給率を0.1カ月分減額をいたすものでございます。

慎重なる御審議をいただき、適切なる議決をお願いいたします。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

総務企画部長 清水盤君。

○清水総務企画部長

議案第51号の要点について御説明申し上げます。

平成21年6月に支給する期末手当の特例として、市長及び副市長の期末手当を100分の215から100分の205に減額するものでございます。

なお、附則において、この条例は公布の日から施行することを定めております。

以上、要点の説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○藤井議長

これをもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なし)

○藤井議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、委員会への付託を省略したいと思えます。これに御異議ございませんか。

(異議なし)

○藤井議長

御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○藤井議長

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第51号「安芸高田市特別職の職員で常勤のものの期末手当の特例に関する条例」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○藤井議長

起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第8 議案第52号 平成21年度安芸高田市老人保健特別会計補正予算  
(第1号)

○藤井議長

日程第8、議案第52号「平成21年度安芸高田市老人保健特別会計補正予算(第1号)」の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長

議案第52号「平成21年度安芸高田市老人保健特別会計補正予算(第1号)」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,360万円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ2,219万7,000円とするものであります。

歳入につきましては、国庫支出金が1,169万2,000円、県支出金が190万8,000円をそれぞれ追加をするものであります。

歳出につきましては、諸支出金851万9,000円、前年度の繰り上げ充用金508万1,000円をそれぞれ追加するものであります。

以上よろしく御審議をいただき、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

- 藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
この際、担当部長から要点の説明を求めます。  
福祉保健部長 重本邦明君。
- 重本<sup>福祉保健部長兼福祉事務所長</sup> 議案第52号「平成21年度安芸高田市老人保健特別会計補正予算（第1号）」の要点の御説明を申し上げます。  
本案は、平成20年度の安芸高田市老人保健特別会計におきまして、会計年度経過後に歳入が歳出に不足をしたため、地方自治法施行令第166条の2の規定によりまして、平成21年度の歳入を繰り上げて充用するもの及び平成20年度の事業費の確定による歳入歳出の補正でございます。  
それでは歳入でございますが、8ページ、9ページをお願いします。  
2款国庫支出金、1項国庫負担金、1目医療費負担金、2節過年度分1,169万2,000円及び3款県支出金、1項県負担金、1目医療費負担金、2節過年度分190万8,000円の増額につきましては、前年度事業費の確定による国県負担金の追加交付分の増額でございます。  
続いて歳出でございますが、10ページ、11ページをお願いします。  
3款諸支出金、1項償還金、2目還付金、23節償還金利子及び割引料253万4,000円につきましては、平成20年度事業量確定に伴う社会保険診療報酬支払基金の医療費及び事業費の還付金でございます。  
続いて同じく諸支出金、2項繰出金、1目一般会計繰出金、28節繰出金598万5,000円につきましては、市負担分といたしまして平成20年度一般会計からの繰出金を精算いたしまして、超過分を一般会計へ還付するものでございます。  
続いて第5款前年度繰り上げ充用金、1目前年度繰り上げ充用金の22節補償補てん及び賠償金508万1,000円につきましては、冒頭申し上げました前年度の歳入不足を精算するための繰り上げ充用金でございます。  
以上で要点の御説明を終わります。よろしく願いいたします。
- 藤井議長 これをもって要点の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑ありませんか。  
(質疑なし)
- 藤井議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。本案は、委員会への付託を省略したいと思います。  
これに御異議ございませんか。  
(異議なし)
- 藤井議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。  
(討論なし)
- 藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより議案第52号「平成21年度安芸高田市老人保健特別会計補正予算（第1号）」の件を起立により採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕

○藤井議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第9 発議第5号 安芸高田市議会の議員の期末手当の特例に関する条例

○藤井議長 日程第9、発議第5号「安芸高田市議会の議員の期末手当の特例に関する条例」の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

19番 塚本近君。

○塚本議員 発議第5号「安芸高田市議会の議員の期末手当の特例に関する条例について」提案理由の説明をいたします。

本条例は、本市の厳しい財政状況の一助となることを望み、平成21年6月に支給する本市議会議員の期末手当支給率を一般職員及び特別職職員同様に100分の10減額いたしたいとするものであります。

同僚議員各位におかれましては、適当なる議決をいただきますようよろしくお願いをいたします。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより発議第5号「安芸高田市議会の議員の期末手当の特例に関する条例」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○藤井議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

以上をもって本臨時会の日程は全部終了いたしました。

これにて平成21年第2回安芸高田市議会臨時会を閉会いたします。

大変御苦労さまでございました。

~~~~~○~~~~~

午前 10時56分 閉会